

名古屋市公報	平成29年12月13日 第1237号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取	(住都・建築指導課) (第746号)	3
○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧	(住都・街路計画課) (第747号)	5
○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第748号)	7
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第749号)	8
○ 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第750号)	9
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第751号)	10
○ 名古屋都市計画緑化地域の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第752号)	11
○ 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第753号)	12
○ 名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第754号)	13
○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧	(住都・都市計画課) (第755号)	15
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第756号)	17
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・東山総合公園管理課) (第757号)	18
○ 名古屋市市税条例第33条第2項に規定する地域の指定	(財政・固定資産税課) (第758号)	19
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第759号)	20
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第760号)	21
○ 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所	(住都・都心まちづくり課) (第761号)	22
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第762号)	23
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課) (第763号)	26
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課) (第764号)	27
選挙管理委員会告示		
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第30号)	28
教育委員会告示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第39号)	30

公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	31
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	34
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築 物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	37
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	44

名古屋市告示第746号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第15項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成29年12月4日

名古屋市長 河村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市昭和区高辻町6番8号

愛知トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長 山口 真史

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市北区若葉通4丁目8番2、10番、10番2、12番及び14番
2,712.71平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別	新築
主要用途	店舗
構造	鉄骨造
建築面積	2,134.16平方メートル
延べ面積	2,540.02平方メートル
最高の高さ	11.18メートル

2 日時

平成29年12月18日（月） 午後2時00分

3 場所

名古屋市北区若葉通 4 丁目10番地

愛知トヨタ自動車株式会社北営業所 2 階会議室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 747号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・4・50号 豊山水分橋線	名古屋市北区 如意三丁目	名古屋市北区 楠味鋤五丁目	名古屋市北区 三軒町
3・2・53号 東志賀町線	名古屋市北区 東味鋤一丁目	名古屋市中村区 名駅二丁目	名古屋市北区 黒川本通 1丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年12月 4日から平成29年12月18日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本
市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 748号

名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年12月 4日から同月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 749号

名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別用途地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年12月 4日から同月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 750号

名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年12月 4日から同月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 751号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年12月 4日から同月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 752号

名古屋都市計画緑化地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画緑化地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画緑化地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年12月 4日から平成29年12月18日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本
市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 753号

名古屋都市計画公園の変更案の縦覧

名古屋都市計画公園を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

第 2・ 2・ 612 折戸公園 名古屋市昭和区折戸町三丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年12月 4日から平成29年12月18日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本
市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 754号

名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧

名古屋都市計画緑地を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

第 5号 水分橋緑地 名古屋市北区楠町大字味鋤字井之元、字落合、字天道、字堂ノ前、字名栗、字生棚、字政所、字南合戸、字南中田、字南山及び字冥加、米が瀬町、成願寺町字北野、字北ボウジ、字申松、字寺西、字西浦、字八反田及び字米ヶ瀬並びに安井町字河野及び字薬師浦

名古屋市守山区大字瀬古字川西及び川西一丁目

第13号 天神橋緑地 名古屋市北区上飯田町字北山及び字古川、辻町字古新田並びに安井町字薬師浦

名古屋市守山区瀬古一丁目、瀬古東一丁目及び矢田町字寺西

第24号 勝川橋緑地 名古屋市北区楠町大字味鋤字外畑及び字南山、東味鋤一丁目、東味鋤二丁目並びに東味鋤三丁目

名古屋市守山区大字瀬古字川西、字赤目、字味鋤前、

字十五、字高坪及び字元枳

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年12月 4日から平成29年12月18日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本
市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 755号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 太鼓ヶ根地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根、笹ヶ根一丁目及び鼓が丘一丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年12月 4日から同月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 756号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成29年 1月31日 28指令住開指第 197号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市名東区猪高台二丁目 801番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区大手町一丁目 3番 2号

住友林業株式会社 住宅事業本部まちづくり営業部
部長 大石淳一

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 757号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項及び第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成29年12月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 東山公園展望塔

- (1) 平成29年12月23日（土）及び同月24日（日）の供用時間について「午前 9時から午後 9時まで」を「午前 9時から午後10時30分まで」に変更します。
- (2) 平成29年12月25日（月）を供用する日に変更し、その供用時間を「午後 4時から午後10時30分まで」とします。

2 展望塔前駐車場（東山公園）（有料公園施設として使用する場合を除く。）

- (1) 平成29年12月23日（土）及び同月24日（日）の供用時間について「午後 5時から午後 9時30分まで」を「午後 5時から午後10時40分まで」に変更します。
- (2) 平成29年12月25日（月）を供用する日に変更し、その供用時間を「午後 3時30分から午後10時40分まで」とします。

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 758 号

名古屋市市税条例第33条第 2 項に規定する地域の指定

平成30年度分の固定資産税について、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第33条第 2 項に規定する市長の指定する地域は、次に掲げるものとします。

平成29年12月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市大高赤塚土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 759号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年12月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成29年 1月31日 28指令住開指第 185号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市千種区東山元町 4丁目75番及び東山元町 5丁目 2番 1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区栄三丁目18番 1号

積水ハウス株式会社名古屋シャーウッド住宅支店

支店長 川合啓之

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 760号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年12月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成29年 2月16日 28指令住開指第 206号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市千種区池上町 3丁目 8番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県豊橋市白河町 100番地

サーラ住宅株式会社

代表取締役 山口信仁

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 761号

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第 1項の規定により、錦二丁目7番地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出がありました。

平成29年12月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 理事長の氏名

高橋 秀法

2 理事長の住所

岐阜県岐阜市北一色一丁目16番14号

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 762号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 3項の規定に基づき、当該区域に係る形質変更時届出管理区域の指定を解除します。

平成29年12月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 形質変更時要届出区域に指定する土地

名古屋市中川区吉津四丁目3202番の一部、3204番の一部及び3208番の一部
（詳細は、別紙のとおり）

2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地

平成28年名古屋市告示第 467号により指定した区域の全部

3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

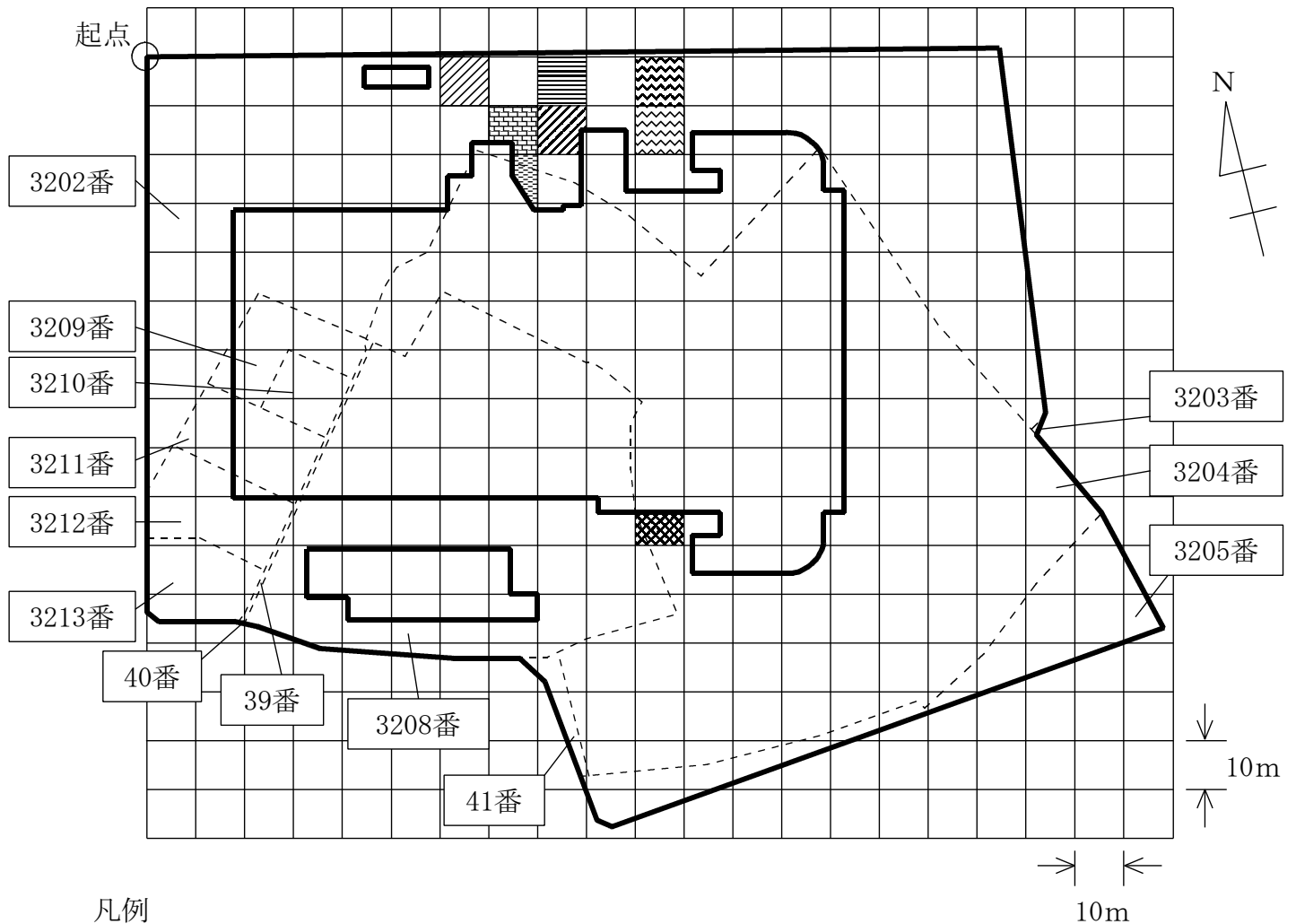
鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

中川区吉津四丁目



凡例



: 調査対象地

----- : 筆の境界線



: 形質変更時要届出区域（六価クロム化合物（土壤溶出量基準不適合））



: 形質変更時要届出区域（六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



: 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



: 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



: 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



: 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第763号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成29年12月8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

梅森坂第二地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区梅森坂一丁目101番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第764号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成29年12月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

梅森坂西地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区梅森坂西一丁目101番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市選挙管理委員会告示第30号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成29年12月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,484 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,275 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,590 人	熱 田 区	18,319 人
東 区	20,960 人	中 川 区	60,235 人
北 区	45,604 人	港 区	39,238 人
西 区	40,807 人	南 区	38,174 人
中 村 区	37,688 人	守 山 区	46,699 人
中 区	22,677 人	緑 区	65,609 人
昭 和 区	28,231 人	名 東 区	43,836 人
瑞 穂 区	29,765 人	天 白 区	43,306 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

312,366 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第39号

教育委員会定例会の開催について

平成29年12月12日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成29年12月 5日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案について
平成29年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について
なごやアクティブ・ライブラリー構想の策定について
名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SAKAE PLACE

名古屋市中区栄三丁目2701番 1 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
WV SAKAE	SAKAE PLACE

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中区栄三丁目2701番地の 1 外 1筆	名古屋市中区栄三丁目2701番 1 ほか 1筆

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
三井住友信託銀行(株)	代表取締役 常陰 均	東京都千代田区丸の内 一丁目 4番 1号	変更なし	代表取締役 橋本 勝	変更なし

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口 市佐山 717 — 1	—	—	—

3 変更の日

- (1) 店舗の名称及び所在地については、平成29年10月31日
- (2) 設置者については、平成29年 3月31日
- (3) 小売業者については、平成28年 8月28日

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、店舗名称の変更のため
- (2) 店舗の所在地については、表記訂正のため
- (3) 設置者については、代表者変更のため
- (4) 小売業者については、退店のため

5 届出の日

平成29年10月31日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年12月 4日から平成30年 4月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 4月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SAKAE PLACE

名古屋市中区栄三丁目2701番 1 ほか 1筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
3,360平方メートル	1,266平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
建物地下駐車場	24台	4台	28台	変更なし
アイチパーキング	4台	変更なし	60台	変更なし
若宮パーキング	27台	19台	505台	変更なし
計	55台	27台	593台	変更なし

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
建物屋上駐輪場	70台	43台
建物 1階駐輪場	3台	変更なし
計	73台	46台

駐輪場の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年 7月 1日

4 変更しようとする理由

店舗計画の変更のため

5 届出の日

平成29年10月31日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年12月 4日から平成30年 4月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 4月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年12月6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市中川区戸田明正三丁目2番の一部、3番～36番、37番の一部、38番、39番、201番～203番、301番～304番、401番～403番、501番～503番、601番、603番、605番、701番、702番、801番～804番、901番、1001番、1002番、1101番及び1102番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール大高

名古屋市緑区南大高二丁目 450番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区大高町字奥平子 1番地の 1	名古屋市緑区南大高二丁目 450番

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)イケヤ	代表取締役 池谷 貞悟	浜松市中区 高林四丁目 8番32号	—	—	—	平成 26年 2月 20日
2	(株)トリニティ ィアーツ	代表取締役 木村 治	東京都千代 田区丸の内 三丁目 4番 1号	—	—	—	平成 27年 3月 1日
3	(株)フランド ル	代表取締役 栗田 貴史	東京都港区 南青山四丁 目18番11号	—	—	—	平成 29年 1月 31日

4	(株)ミシヤジ ヤパン	代表取締役 徐 詠筆	東京都港区 芝大門二丁 目12番 7号	—	—	—	平成 29年 8月 17日
5	—	—	—	(株)アーバン リサーチ	代表取締役 竹村 幸造	大阪市西区 北堀江二丁 目 4番 4号	平成 26年 4月 24日
6	—	—	—	(株)東京デリ カ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾 区新小岩一 丁目48番 1 号	平成 28年 11月 22日
7	—	—	—	(株)ランド	代表取締役 阿部 晃	愛知県安城 市安城町照 路 9番地 2	平成 28年 6月 24日
8	—	—	—	(株)エブリシ ング	代表取締役 石川 元	名古屋市熱 田区六野一 丁目 2番24 号	平成 27年 3月 1日
9	—	—	—	(有)フィール アットイー ズ	代表取締役 伊藤 嘉章	名古屋市昭 和区隼人町 6番地 5	平成 26年 4月 24日
10	—	—	—	(株)サンポー メイヤール	代表取締役 中村 修一	岐阜県岐阜 市西荘三丁 目10番22号	平成 26年 3月 26日
11	—	—	—	(株)麦の穂	代表取締役 今泉 智幸	大阪市北区 西天満三丁 目13番20号	平成 26年 4月 24日
12	(株)クロスカ ンパニー	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区 幸町 2番 8 号	(株)ストライ プインター ナショナル	変更なし	変更なし	平成 28年 3月 1日
13	(株)ジェイア イエヌ	代表取締役 田中 仁	群馬県前橋 市川原町二 丁目26番地 4	(株)ジンズ	変更なし	変更なし	平成 29年 4月 1日
14	(株)ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわ き市鹿島町 走熊字七本 松27番地の 1	(株)ハニーズ ホールディ ングス	変更なし	変更なし	平成 29年 3月 1日
15	(株)バルス	代表取締役 高島 郁夫	東京都渋谷 区神宮前五 丁目53番67 号	(株)F r a n c F r a n c	変更なし	変更なし	平成 29年 9月 1日

16	(株)パレモ	代表取締役 小田 保則	愛知県稲沢市 天池五反田町 1番地	(株)パレモ・ホールディングス	代表取締役 吉田 馨	変更なし	平成29年 8月 1日
17	(株)ポイント	代表取締役 遠藤 洋一	東京都千代田区丸の内 一丁目 9番 2号	(株)アダストリア	代表取締役 福田 三千男	茨城県水戸市 泉町三丁目 1番27号	平成27年 5月 28日
18	(株)良品計画	代表取締役 金井 政明	東京都豊島区 東池袋四丁目26番 3号	変更なし	代表取締役 松崎 暁	変更なし	平成27年 5月 20日
19	上新電機(株)	代表取締役 土井 栄次	大阪市浪速区 日本橋西一丁目 6番 5号	変更なし	代表取締役 金谷 隆平	変更なし	平成28年 6月 28日
20	(株)日本オプティカル	代表取締役 田中 永俊	名古屋市西区 則武新町二丁目22番 7号	変更なし	代表取締役 高野 博道	変更なし	平成27年 11月 1日
21	(株)ワールド	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央区 港島中町六丁目 8番 1	変更なし	代表取締役 上山 健二	変更なし	平成27年 4月 1日
22	エディー・バウアー・ジャパン(株)	代表取締役 マーコス・ブラックマン	東京都世田谷区 若林一丁目18番10号	変更なし	代表取締役 マティアス・エンゲル	変更なし	平成28年 3月 1日
23	丸長産業(株)	代表取締役 井谷 正彦	岐阜県岐阜市 敷島町五丁目 2番地の 8	変更なし	代表取締役 井谷 正東	変更なし	平成26年 3月 20日
24	(株)ストラディバリウス・ジャパン	代表取締役 ルレ・ノルベール	東京都渋谷区 恵比寿西一丁目10番 11号	変更なし	代表取締役 ペッターソン 万里	変更なし	平成28年 3月 1日
25	(株)ティーガシア	代表取締役 竹岡 哲郎	東京都渋谷区 恵比寿四丁目 1番18号	変更なし	代表取締役 渋谷 年史	変更なし	平成27年 6月 19日
26	東海時計商事(株)	代表取締役 石黒 晶敏	名古屋市東区 芳野一丁目15番12号	変更なし	代表取締役 石黒 嗣英	変更なし	平成27年 5月 22日
27	(株)アニメイト	代表取締役 阪下 實	東京都豊島区 東池袋三丁目 2番 1号	変更なし	代表取締役 崎田 竜也	変更なし	平成28年 1月 7日

28	リフォーム スタジオ(株)	代表取締役 豆鞆 亮二	東京都中央 区日本橋浜 町二丁目62 番 6号	変更なし	代表取締役 牧 和男	変更なし	平成 29年 5月 21日
29	日本トイザ ラス(株)	代表取締役 モニカ・メ ルツ	川崎市幸区 大宮町1310 番地	変更なし	代表取締役 マーク・ゴ ダード	変更なし	平成 28年 6月 1日
30	(株)ベルシュ カ・ジャパ ン	代表取締役 ルレ・ノル ベール	東京都渋谷 区恵比寿西 一丁目10番 11号	変更なし	代表取締役 ペッターソ ン 万里	変更なし	平成 28年 3月 1日
31	イオンペッ ト(株)	代表取締役 小川 明宏	千葉市美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	変更なし	代表取締役 大島 学	千葉県市川 市南八幡四 丁目17番 8 号	平成 27年 3月 1日
32	(株)ジーフッ ト	代表取締役 神谷 和秀	名古屋市千 種区今池三 丁目 4番10 号	変更なし	代表取締役 堀江 泰文	東京都中央 区新川一丁 目23番 5号	平成 28年 5月 19日
33	(株)メガスポ ーツ	代表取締役 南山 学	東京都中央 区日本橋蛸 殻町一丁目 36番 5号	変更なし	代表取締役 神谷 和秀	東京都中央 区日本橋堀 留町二丁目 8番 4号	平成 28年 5月 26日
34	東京シャツ (株)	代表取締役 鈴木 正利	東京都千代 田区東神田 二丁目 8番 12号	変更なし	代表取締役 五十部 雅 昭	東京都台東 区駒形一丁 目 3番16号	平成 29年 7月 1日
35	(株)オリ ー・デ・オ リーブ	代表取締役 近藤 敏文	京都市下京 区綾小路通 烏丸西入童 侍者町 167 番	変更なし	代表取締役 森口 俊彦	東京都目黒 区青葉台四 丁目 7番 7 号	平成 28年 1月 12日
36	(株)アカクラ	代表取締役 山本 太	東京都世田 谷区用賀四 丁目10番 1 号	変更なし	代表取締役 伊藤 成弘	東京都港区 南青山六丁 目 7番14号	平成 28年 11月 21日
37	(株)キャン	代表取締役 藤井 浩	東京都杉並 区高円寺北 二丁目 6番 1号	変更なし	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区 幸町 2番 8 号	平成 28年 8月 1日
38	(株)サティス	代表取締役 青井 一登	大阪府東大 阪市長田中 三丁目 2番 25号	変更なし	代表取締役 富永 武志	大阪市西区 阿波座一丁 目13番13号	平成 29年 2月 22日
39	アイア(株)	代表取締役 萩島 宏	東京都目黒 区目黒本町 一丁目16番 17号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 1番 5号	平成 26年 4月 4日

40	(株)イオンフ オレスト	代表取締役 福本 剛史	東京都千代 田区紀尾井 町 3番 6号	変更なし	変更なし	東京都中央 区日本橋堀 留町一丁目 9番11号	平成 28年 8月 1日
41	(株)セキド	代表取締役 関戸 正実	東京都新宿 区新宿三丁 目 1番24号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区代々木四 丁目31番 6 号	平成 29年 7月 1日
42	あちは(株)	代表取締役 阿知波 雅 大	名古屋市瑞 穂区北原町 二丁目73番 地	変更なし	変更なし	名古屋市千 種区今池四 丁目15番 5 号	平成 28年 11月 1日
43	(株)モーゲン デビッド	代表取締役 レヴィ ト ニー	福岡市中央 区高砂二丁 目 6番 4号	変更なし	変更なし	福岡市中央 区薬院一丁 目 2番 2号	平成 28年 11月 1日
44	ウォルト・ デイズニ ー・ジャパ ン(株)	代表取締役 ポール・キ ャンドラン ド	東京都目黒 区下目黒一 丁目 8番 1 号	変更なし	変更なし	東京都港区 虎ノ門一丁 目23番 1号	平成 27年 5月 11日
45	ゴディバジ ヤパン(株)	代表取締役 ジェロー ム・シュシ ヤン	東京都港区 虎ノ門五丁 目11番 2号	変更なし	変更なし	東京都港区 六本木三丁 目 2番 1号	平成 28年 12月 23日
46	(株)サマンサ タバサジャ パンリミテ ッド	代表取締役 寺田 和正	東京都港区 北青山一丁 目 2番 3号	変更なし	変更なし	東京都港区 三田一丁目 4番 1号	平成 29年 3月 10日
47	(株)ロボット	代表取締役 磯野 洋志	群馬県太田 市東新町10 番地 1	変更なし	変更なし	栃木県足利 市丸山町 691番地11	平成 27年 1月 7日
48	(株)菅田	代表取締役 菅田 拓平	岡山県津山 市川崎1902 番地の 3	菅田(株)	変更なし	変更なし	平成 29年 10月 13日
49	マリークワ ントコスメ チックス(株)	代表取締役 中山 ユカ リ	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 7番 6号	(株)マリーク ワントコス メチックス	変更なし	変更なし	平成 29年 10月 13日
50	(有)オー・ア ール・エフ	代表取締役 古田 芳文	名古屋市中 区丸の内三 丁目 7番地 9号	変更なし	変更なし	名古屋市中 区丸の内三 丁目 7番 9 号	平成 29年 10月 13日
51	(株)キャメル 珈琲	代表取締役 尾田 信夫	東京都世田 谷区代田二 丁目31番 8	変更なし	変更なし	東京都世田 谷区代田二 丁目31番 8 号	平成 29年 10月 13日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成27年 9月12日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、土地の名称及び地番の変更のため
- (2) No. 1からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (3) No. 5からNo.11までの小売業者については、入店のため
- (4) No.12からNo.15までの小売業者については、名称変更のため
- (5) No.16の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (6) No.17の小売業者については、名称及び代表者並びに住所変更のため
- (7) No.18からNo.30までの小売業者については、代表者変更のため
- (8) No.31からNo.38までの小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (9) No.39からNo.47までの小売業者については、住所変更のため
- (10) No.48及びNo.49の小売業者については、名称の誤記修正のため
- (11) No.50及びNo.51の小売業者については、住所の誤記修正のため

5 届出の日

平成29年10月13日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年12月 8日から平成30年 4月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 4月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年12月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸栄本店・栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 301番 1 ほか47筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中区栄三丁目 301— 1 外 47筆	名古屋市中区栄三丁目 301番 1 ほ か47筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	(株)イークロージング	代表取締役 横山 和幸	名古屋市中 区平和一丁 目 1番20号	変更なし	代表取締役 田畑 利彦	変更なし	平成 28年 9月 1日
2	(株)ラコスデ ジャパン	代表取締役 ディータ・ ハーベル	東京都渋谷 区神宮前二 丁目34番17 号	変更なし	代表取締役 李 孝	変更なし	平成 28年 4月 22日
3	ユニー(株)	代表取締役 佐々木 孝 浩	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 佐古 則男	変更なし	平成 28年 9月 1日

4	(株)ハイパー ハイパー	代表取締役 早川 千秋	東京都渋谷 区神宮前三 丁目18番22 号	(株)オング	代表取締役 田中 ジュ ン	東京都渋谷 区宇田川町 4番10号	平成 29年 6月 27日
5	(株)ワイエム ファッション 研究所	代表取締役 渡邊 万里 子	東京都渋谷 区神宮前五 丁目34番13 号	(株)カラー	代表取締役 吉田 貞子	大阪市北区 柴田一丁目 1番 3号	平成 29年 9月 23日
6	(株)ジェイフ アムコーポ レーション	代表取締役 榎井 継博	東京都渋谷 区神宮前四 丁目19番 8 号	(株)カレット	代表取締役 櫻井 直彦	岐阜県関市 肥田瀬1537 番地	平成 29年 10月 13日
7	—	—	—	(株)アーミッ シュ	代表取締役 田村 登	東京都渋谷 区神泉19番 1号	平成 29年 10月 18日
8	—	—	—	(株)L & S コ ーポレーシ ョン	代表取締役 樋笠 祐介	東京都台東 区寿 4丁目 1番 2号	平成 29年 9月 1日
9	(株)ワコール	代表取締役 安原 弘展	京都市南区 吉祥院中島 町29番地	—	—	—	平成 28年 7月 24日
10	(株)Z E R O	代表取締役 篠田 英也	静岡県磐田 市加茂 220 番地 3	—	—	—	平成 28年 9月 30日
11	(株)ウェーブ フロントセ キガハラ	代表取締役 小林 隆一	岐阜県不破 郡関ヶ原町 大字関ヶ原 2682番地	—	—	—	平成 29年 2月 28日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成29年10月31日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1からNo. 3までの小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 4からNo. 6までの小売業者については、入替えのため
- (4) No. 7及びNo. 8の小売業者については、入店のため
- (5) No. 9からNo.11までの小売業者については、退店のため

5 届出の日

平成29年10月31日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年12月 8日から平成30年 4月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 4月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課